

平成28年度

岐阜市包括外部監査報告書

概要版

平成29年2月

岐阜市包括外部監査人

弁護士 芝 英 則

目 次

第 1 章	はじめに	1
第 1	包括外部監査の概要.....	1
1	選定した特定の事件.....	1
2	監査対象期間.....	1
3	事件選定の理由.....	1
4	外部監査の対象部署.....	2
5	外部監査の観点及び手続.....	2
6	外部監査の期間.....	2
7	外部監査人及び外部監査人補助者.....	2
8	利害関係.....	3
第 2	本報告書の構成の概要.....	3
第 2 章	岐阜市の債権の現状	4
第 1	調査票の回答結果からみる岐阜市の債権(岐阜市債権管理条例第 2 条)	4
第 2	決算状況等からみる岐阜市の債権.....	4
1	はじめに.....	4
2	会計(一般・特別・公営企業)からみる岐阜市の債権.....	5
3	財務書類からみる岐阜市の債権.....	7
4	岐阜市債権管理調整会議取扱債権のデータ.....	7
第 3 章	岐阜市の債権にかかる事務	8
第 1	岐阜市の債権にかかる基本的な事務の流れ(本来).....	8
第 2	岐阜市の債権にかかる事務の監査項目.....	9
第 4 章	監査の結果(「本報告書 第 3 章から第 6 章」)	11
第 1	はじめに.....	11
第 2	強制徴収公債権(第 3 章).....	11
1	滞納処分・財産調査権限.....	11
2	督促手数料及び延滞金の事後調定.....	11
3	債権の性質の意識.....	12
4	複数当事者に対する請求.....	12
5	相続人に対する請求.....	12
6	情報の共有.....	12
7	納付相談、納付誓約書.....	12
第 3	非強制徴収公債権(第 4 章).....	13
1	債権の性質・特徴.....	13

2	調定処理	13
3	行政不服申立ての教示	14
4	督促手数料、延滞金の徴収	14
5	法的手続	14
6	相続人に対する請求	14
7	徴収停止	15
8	履行延期の処分	15
9	情報共有	15
第4	私債権（第5章）	15
1	納期限の定め（戻入手続、督促状）	15
2	保証人に対する請求、担保権の実行	16
3	民間委託	16
4	違約金（延滞金）	16
5	消滅時効の管理	16
6	不納欠損処分と債権放棄	17
7	第三者行為求償事務（国保・年金課、介護保険課、福祉医療課）	17
第5	岐阜市債権管理調整会議（第6章）	17
1	はじめに	17
2	岐阜市の債権の把握等（形式的側面）	17
3	督促手数料及び延滞金徴収状況の検証	17
4	消滅時効管理の適正化に向けた取り組み	18
5	事務手続根拠の徹底	18
第5章	提言（「本報告書 終章」）	20
第1	はじめに	20
第2	現状の課題	20
第3	提言	20
1	岐阜市債権管理条例の見直し（「根拠」）	20
2	事務手続根拠・基準の明確化（「根拠」）	20
3	督促手数料及び延滞金、違約金の取扱い（「全庁的な運用」）	21
4	債務者情報の取得・共有化（「全庁的な運用」）	22
5	徴収の工夫（回収のノウハウ共有、徴収の一元化、民間委託の活用） （「全庁的な運用」）	23
第6章	最後に（「本報告書 終章・最終章」）	24
	監査の結果（指摘・意見）個数一覧表	25

第1章 はじめに

第1 包括外部監査の概要

1 選定した特定の事件

岐阜市の債権

2 監査対象期間

原則として、平成27年度。ただし、必要に応じて他年度。

3 事件選定の理由

① 金額からみて債権が岐阜市の重要な財産であること

岐阜市債権管理条例により設置、運営されている岐阜市債権管理調整会議において取り扱われている債権の、平成27年度決算における合計の数値は、次のとおりである（ただし、各取扱債権千円単位の集計の合計額）。

【平成27年度の決算データ】

（数値は岐阜市債権管理調整会議の資料による）

調定額	1373億9335万8000円	調定（歳入を収入する場合になされる手続）による決定金額
収入額	1181億9757万7000円	調定額中、当該年度の出納閉鎖日（5月31日）までに収入された金額
不納欠損額	16億0154万5000円	既に調定された歳入が徴収できないと認定され、会計上の管理から外すこととなった金額
収入未済額	175億9423万6000円	出納閉鎖日までに収入されなかった金額

岐阜市の債権全体を網羅したものではないが、それでも多額である。

金額からみて、岐阜市の債権が岐阜市の重要な財産であることは明らかであり、本監査において、債権にかかる事務が適正に執行されているかを検証する意義は大きいと考えた。

② 岐阜市債権管理調整会議に課題が見受けられたこと

予備調査の段階で、岐阜市債権管理調整会議事務局に対してヒアリングを実施したところ、債権にかかる全庁的な取り組みである会議に課題が見受けられた。

岐阜市の債権の事務実態を個別に検証することには意義があると考えた。

③ 自治体の関心が高い事務であること

少子化・超高齢社会の日本において、自治体では新たな自主財源の確保は厳しい。他方で、社会福祉費などの歳出の増加が避けがたい現状がある。その意味で「債権」という財産を、いかに確実に回収していくかということは、どの

自治体においても重要な事項であり、自治体の関心が高い事務であると考えた。

④ **市民への信頼、公平感が特に必要とされる事務であること**

自治体が住民に役務を提供するにおいて債権が重要な財源であることからすれば、その財源について債務者（支払側）に公平に負担してもらうことが、その前提として必要である（地方自治法第10条第2項）。納付者間の公平が特に要求される事務であり、その検証が必要と考えた。

⑤ **過去の岐阜市包括外部監査との関係で意義があること**

監査人が実施した過去2年の監査は、平成26年度は「岐阜市の外郭団体」（「組織」）、平成27年度は「岐阜市の生活保護」（「福祉」）をテーマとした。

最終年度の本年度は、自治体のいわゆる「カネ」にかかる事務に真正面から着目し、岐阜市の事務執行を横断的に検証することとした。岐阜市の債権については、過去の外部監査においても、様々な角度から検証がなされてきたが、本年度は、弁護士監査人からみた債権という観点からの監査であって、意義はあると考えた。

4 外部監査の対象部署

財政部税制課、同納税課、岐阜市債権管理調整会議担当課（21課）及び関連担当課等。

5 外部監査の観点及び手続

【観点】

岐阜市の債権にかかる事務の執行は、適法性、経済性、効率性及び有効性、公平性、透明性の各観点に照らして適切か。

【手続】

ヒアリング・書類閲覧（全体像を確認）、その後、全庁向けの調査票による照会（本報告書 巻末資料3）、債権管理調整会議担当課、同事務局、平成27年度未収債権存在課等に対する個別監査（ヒアリング、書類監査等）、関係人調査、債権管理調整会議等の傍聴などを実施した。

6 外部監査の期間

平成28年6月1日～平成29年2月17日

7 外部監査人及び外部監査人補助者

包括外部監査人	芝	英	則	（弁護士）
同補助者	堀	雅	博	（弁護士）
同補助者	和	田	恵	（弁護士）
同補助者	竹	中	雅	史（弁護士）
同補助者	平	松	卓	也（弁護士）

同補助者	渡 辺 俊 介 (弁護士)
同補助者	黒 宮 崇 宏 (弁護士)
同補助者	後 藤 久 貴 (公認会計士)
同補助者	後 藤 聡 (税理士)
同補助者	米 津 覚 登 (税理士)
同補助者	新 開 章 (税理士)

8 利害関係

選定した特定の事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 本報告書の構成の概要

序章から始まり、第 1 章から第 6 章、そして、終章、最終章までの 9 章構成である。

序章から第 2 章は、監査の導入部分である。第 1 章では、テーマの対象となる「岐阜市の債権」とは何かを記載した。会計や財務書類のデータのみならず、調査票を利用することで具体的な取扱債権の回答を得た。第 2 章では、岐阜市の債権にかかる事務の流れの全体像を示し、債権の発生から消滅にかけて事務の監査項目（何をどのように監査するか）を設定した。

第 3 章から第 5 章は、個別債権を報告する本監査のメインの部分である。岐阜市の債権を強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権に分類し、第 3 章では強制徴収公債権（「12 に分類」）、第 4 章では非強制徴収公債権（「12 に分類」）、第 5 章では私債権（「19 に分類」）を記載した。

取り上げた債権は、岐阜市債権管理調整会議担当課の債権が大半であり、その他、一部の未収債権や関連債権を取り上げた。具体的債権名は、指摘、意見の個数とともに本概要版別紙にて記載している。

3 つに分類したのは、債権の性質により債権事務の流れが異なるからである。

まず、各章の冒頭に 2 頁の概要を入れた。概要の 1 頁目では、債権名、債権の性質による特徴等を述べ、2 枚目に各章ごとの債権にかかる基本的な事務の流れを図示した。

個別債権の報告では、【債権の概要（内容、根拠、債権の性質、所管課、直近のデータ等）】→【監査の重点及び監査手続】→【事実関係】→【規範（拠って立つべき基準）】→【結果（指摘及び意見）】の流れで構成した。監査の観点、監査項目の他に、当該債権ごとに監査の重点を設定し、当該債権のどこに着目して監査すべきであるかを意識した。また、指摘、意見のみならず、逆に、その取組みが他課の参考になると考えた場合には、【参考報告】として記載し

た。

第6章は、岐阜市債権管理調整会議を報告する部分である。同会議の制定趣旨等に遡り、その運営状況を検証した。

終章は、課題と提言を報告する部分である。個別債権の監査等を踏まえて認識した課題を指摘し、課題解消に向けて具体的に提言を述べた。

本年度は、提言につき、岐阜市に対する指摘、意見の形とした。

最終章にて3年間の監査を総括した。

第2章 岐阜市の債権の現状

第1 調査票の回答結果からみる岐阜市の債権（岐阜市債権管理条例第2条）

調査票による全庁的な照会を実施し回答を得た。その結果は、本報告書第1章にて、一覧表にて記載した。平成27年度において取扱債権が「ある」と回答した所管課は「118」、「ない」と回答した所管課は「61」であった。個別具体的債権の回答を得たが、債権事務につき調定と債権管理を別課にて担当する部署があることが判明した。また、債権の抽出や債権の分類などに一部課題も見受けられた。また、調査票においては、岐阜市の未収債権の情報も得た。債権管理調整会議担当課の取扱債権が大半であることが判明した一方で、担当課ではない部署の未収債権の存在も把握した。債権管理調整会議担当課に加え、一部を監査の対象とすることとした。

第2 決算状況等からみる岐阜市の債権

1 はじめに

岐阜市の債権を把握する際に、岐阜市の会計（一般会計、特別会計、公営企業会計）や財務書類がまず取りかかりとなる。

調定された債権については、会計上、その状況が基本的に明らかとなる一方で、債権としては発生しつつも調定されていない債権については明らかとならないことに注意が必要である。岐阜市の会計や財務書類の詳細は、本報告書第1章にて報告しているが、概要版では全体像を示すデータを掲載する。

一般会計と特別会計では、出納整理期間という概念があるが、公営企業会計にはない。その結果、収入未済額を認定する基準時が異なることに留意が必要である。

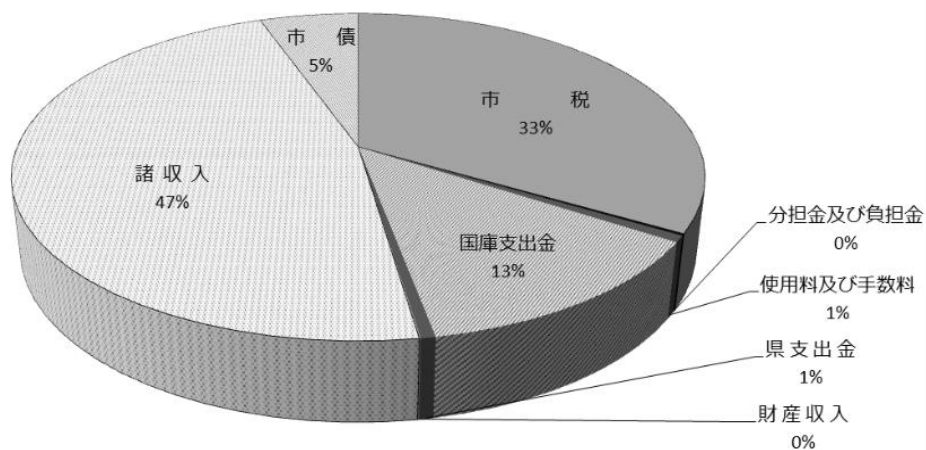
2 会計（一般・特別・公営企業）からみる岐阜市の債権

一般会計

(単位：円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入済中 還付未済額	実質 収納率
H23	175,454,965,847	162,669,044,763	554,375,147	12,268,360,977	36,815,040	93%
H24	170,099,246,005	153,516,302,930	697,690,867	15,910,310,712	25,058,504	90%
H25	176,310,209,514	158,919,097,574	637,177,460	16,766,074,257	12,139,777	90%
H26	178,001,734,439	162,705,789,542	440,403,810	14,892,658,807	37,117,720	91%
H27	176,648,187,094	160,677,758,174	649,413,328	15,341,247,515	20,231,923	91%

平成27年度一般会計収入未済額分布

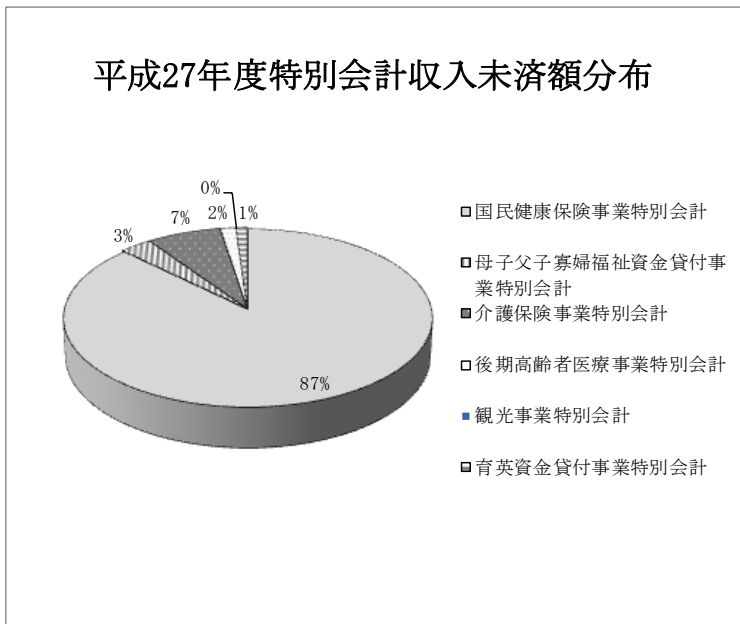


特別会計

(単位：円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入済中 還付未済額	実質 収納率
H23	106,933,447,975	102,238,958,483	977,105,468	3,735,265,784	17,881,760	96%
H24	102,687,891,262	98,008,396,612	952,909,699	3,746,254,404	19,669,453	95%
H25	102,748,064,273	98,263,345,288	896,664,079	3,601,412,136	13,357,230	96%
H26	104,043,241,103	99,748,263,357	904,167,693	3,409,204,193	18,394,140	96%
H27	114,299,874,795	110,240,908,259	858,711,446	3,217,777,568	17,522,478	96%

平成27年度 特別会計	収入未済額 (単位：円)
国民健康保険事業 特別会計	2,808,043,998
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業特別 会計	99,223,951
介護保険事業特別 会計	228,495,259
後期高齢者医療事 業特別会計	47,217,100
観光事業特別会計	1,000,000
育英資金貸付事業 特別会計	33,797,260
合計金額	3,217,777,568



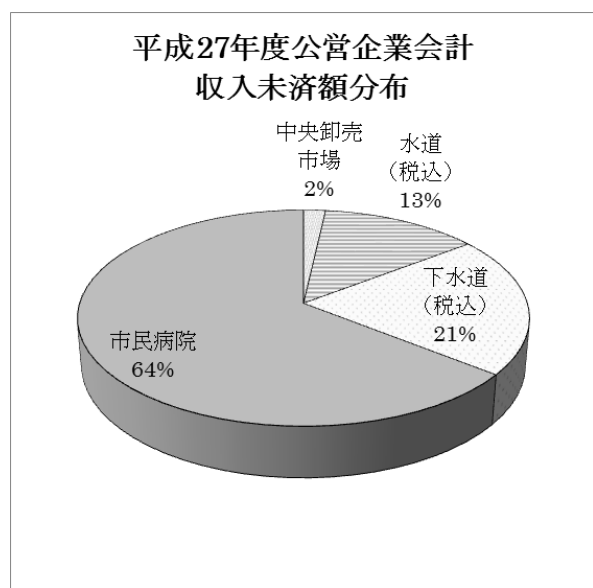
公営企業会計

(単位：円)

	調定額	収入済額	不納欠損額		収入未済額		実質収納率
	当年度分	当年度分	当年度分	過年度分	当年度分	過年度分	
H23	28,475,623,965	24,741,465,018	132,666	120,543,297	3,734,158,947	504,108,730	86.89%
H24	28,944,781,564	25,212,732,743	63,463	113,287,876	3,732,048,821	508,062,546	87.11%
H25	29,399,310,311	25,562,979,571	81,828	109,291,336	3,836,330,740	473,197,640	86.95%
H26	32,565,884,287	28,641,366,335	48,526	86,755,818	3,924,469,426	463,164,123	87.95%
H27	34,705,865,085	30,428,713,087	4,165	88,139,984	4,277,147,833	441,663,524	87.68%

平成27年度公営企業会計 (単位：円)

	収入未済額	
	当年度分	過年度分
中央卸売 市場	78,594,167	6,036,767
水道 (税込)	562,288,321	45,159,302
下水道 (税込)	720,284,800	267,488,518
市民病院	2,915,980,545	122,978,937
合計	4,277,147,833	441,663,524



3 財務書類からみる岐阜市の債権

財務書類上、債権は貸借対照表の資産の部に、未収金、貸付金として表示されている。平成 27 年度貸借対照表（普通会計ベース）では、未収金 11,952,036,000 円、貸付金 1,403,059,000 円であり、平成 27 年度貸借対照表（連結ベース）では、未収金 19,603,013,000 円、貸付金 1,403,311,000 円である。

4 岐阜市債権管理調整会議取扱債権のデータ

岐阜市債権管理調整会議では、毎年度決算における取扱債権の合計額を集積しているが、平成 22 年度以降の数値は、次のとおりとされている（取扱債権は本概要版別紙参照）。

一般会計、特別会計のほか、公営企業会計の債権が含まれたデータとなる。

繰越とある部分は、基本的には出納閉鎖日までに収入されず、翌年度に繰り越しされたものである。

（単位：千円）

年度		調定額	収入額	収納率	不納欠損額	収入未済額
H22	現年	113,949,418	109,142,216	95.8%	11,363	4,822,221
	繰越	13,492,553	2,701,937	20.0%	1,767,612	9,016,248
	合計	127,441,971	111,844,153	87.8%	1,778,975	13,838,469
H23	現年	115,929,858	110,422,510	95.2%	9,158	5,536,589
	繰越	13,861,415	2,085,079	15.0%	1,654,635	10,121,815
	合計	129,791,273	112,507,589	86.7%	1,663,793	15,658,404
H24	現年	116,300,686	111,195,594	95.6%	9,732	5,120,198
	繰越	15,648,882	2,161,314	13.8%	1,755,684	11,731,736
	合計	131,949,594	113,356,908	85.9%	1,765,758	16,851,960
H25	現年	115,583,225	111,005,369	96.0%	16,842	4,574,374
	繰越	16,846,862	2,008,390	11.9%	1,752,957	13,203,131
	合計	132,424,781	113,008,452	85.3%	1,771,183	17,777,504
H26	現年	115,610,332	112,696,586	97.5%	8,448	2,945,071
	繰越	17,759,471	2,085,591	11.7%	1,431,096	14,258,614
	合計	133,364,385	114,776,759	86.1%	1,439,544	17,203,685

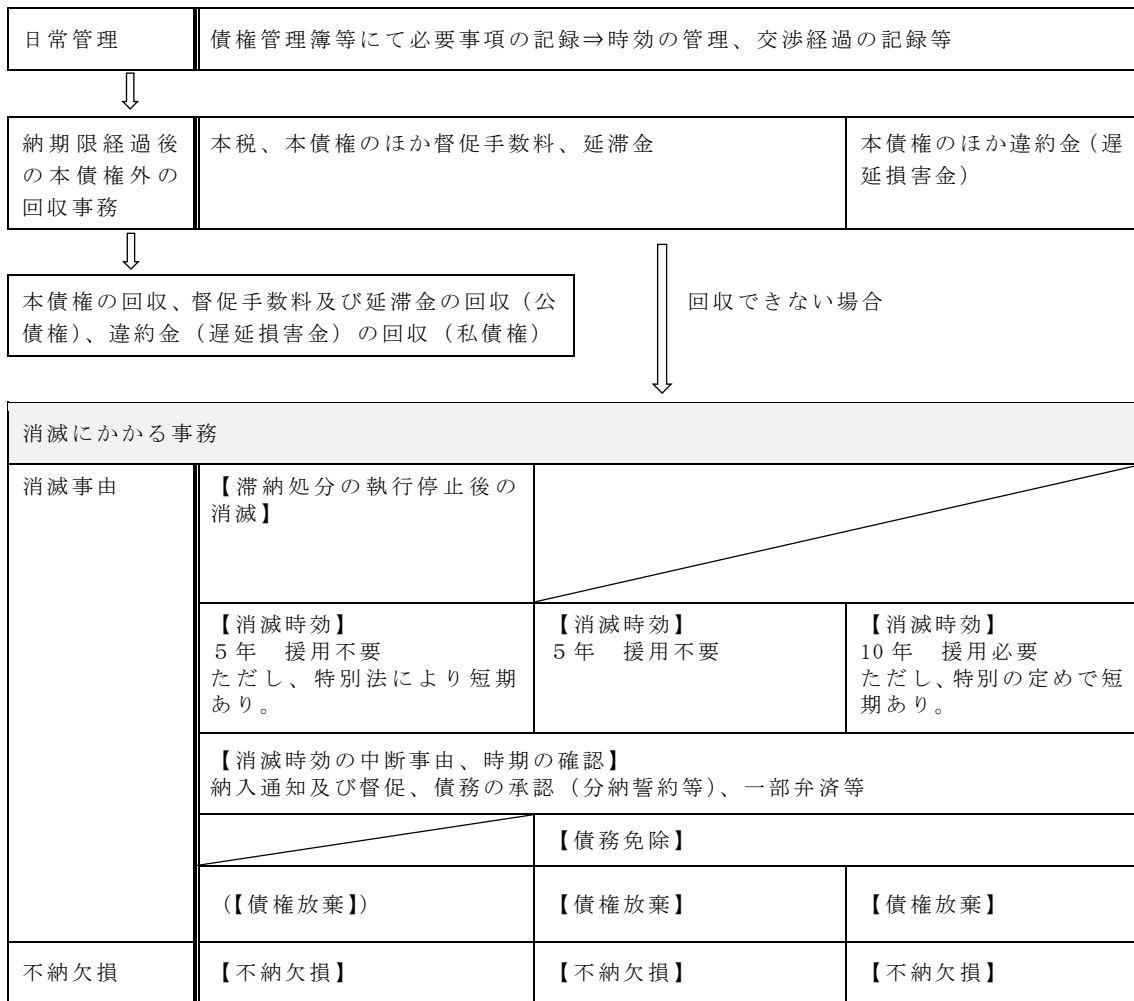
H27	現年	120,203,207	116,060,841	96.6%	10,910	4,131,456
	繰越	17,195,391	2,141,975	12.5%	1,590,635	13,462,780
	合計	137,393,358	118,197,577	86.0%	1,601,545	17,594,236

第3章 岐阜市の債権にかかる事務

第1 岐阜市の債権にかかる基本的な事務の流れ（本来）

基本的な事務の流れを図示すると次のとおりとなる。





第2 岐阜市の債権にかかる事務の監査項目

本監査においては、「債権の発生面」に関する事務執行も重要であると考え、「発生にかかる事務」⇒「発生後の管理事務」⇒「消滅にかかる事務」という時系列を意識して、監査を実施した。

それぞれの事務において設定した監査項目は、次のとおりである。

債権の発生にかかる事務
1 発生させてはいけない債権を発生させていないか
2 調定が適時・適切に行われているか
3 調定・戻入の際に適切に納期限が定められているか
4 納入通知において、行政不服申立ての教示がなされているか（公債権）

債権の回収にかかる事務

- 1 回収すべきものを適時・適切に回収しているか（総論）
- 2 督促を適時・適切に行っているか
- 3 滞納処分を適時・適切に行っているか（強制徴収公債権）
- 4 強制執行等の措置を適時・適切に講じているか（非強制徴収公債権及び私債権）
- 5 履行期限の繰上げ・繰上徴収の措置を適時・適切に講じているか
- 6 債権申出等の措置を適時・適切に講じているか
- 7 催告、納付相談、納付誓約などを任意の履行に向けて活用しているか
- 8 連帯保証人等の複数当事者対応が適時・適切に行われているか
- 9 債務者死亡後の相続人対応が適時・適切に行われているか
- 10 督促手数料を適時・適切に徴収しているか（公債権）
- 11 延滞金を適時・適切に徴収しているか（公債権）
- 12 違約金（遅延損害金、延滞金）を適時・適切に徴収しているか（私債権）
- 13 督促状において、行政不服申立ての教示がなされているか（公債権）
- 14 債権回収に向け、個人情報の入手に工夫をしているか

債権回収の緩和に向けた事務

- 1 債権回収が困難な場合、適時・適切に回収緩和措置を講じることができているか（総論）
- 2 滞納処分の執行停止等を適切に利用できているか（強制徴収公債権）
- 3 徴収停止措置を適切に利用できているか（非強制徴収公債権及び私債権）
- 4 履行延期の特約等を適切に利用できているか（非強制徴収公債権及び私債権）

債権の日常管理にかかる事務

- 1 債権管理簿を備えるなどして、適時・適切に債権事務に関する情報を記録しているか

債権の消滅に向けた事務

- 1 消滅させてはいけないものを消滅させてはいないか、消滅させることができるものを適時・適切に消滅させているか（総論）
- 2 消滅時効の管理は適切か（起算点、中断、消滅時効の期間）
- 3 債務免除の利用場面がある場合、利用はなされているか（非強制徴収公債権及び私債権）
- 4 債権放棄は適切になされているか（私債権）
- 5 不納欠損は適時・適切になされているか

第4章 監査の結果（「本報告書 第3章から第6章」）

第1 はじめに

本監査の結果、指摘は合計 254 個、意見は合計 117 個となった。取扱債権ごとの指摘・結果の個数は本概要版別紙にて記載している。

本監査における指摘及び意見の定義は、次のとおりとした。

なお、ここでいう「違法」の意味は、根拠違反という意味で広く捉えた概念である。

指摘	べきである	違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの
意見	望ましい	違法又は不当ではないが、是正・改善を求めるもの

指摘及び結果の一覧については、本報告書巻末資料 1 にて掲載している。

本章では、概要版という趣旨から、本報告書の章ごとに（第3章から第6章）、特徴的な部分につき、指摘、意見を要約して報告する。

第2 強制徴収公債権（第3章）

1 滞納処分・財産調査権限

強制徴収公債権にかかる事務では、滞納処分や財産調査権限など非強制徴収公債権や私債権にはない権限が付与されている。しかしながら、滞納処分や財産調査権限をある程度適切に行使していると判断できる債権は市税と国民健康保険料だけであった。そもそも、利用者負担額（保育料）のように、滞納処分の前提となる督促状の発付をしていない債権も存在した。

強制徴収公債権である以上、その権限を適時、適切に行使すべきである。

2 督促手数料及び延滞金の事後調定

強制徴収公債権では、督促状を発付し、督促手数料及び延滞金を徴収している担当課が大半である。しかしながら、道路占用料と水路占用料を除き、すべて事後調定されていた。すなわち、督促手数料と延滞金は、納付された金額だけが調定されていたため、実際に発生している督促手数料及び延滞金の金額が決算上明らかにはなっていない。非強制徴収公債権においても同様のことがいえるが、岐阜市の財政状況が正確に表されているとはいえない状況にあると考える。

例外として、事後調定をするのであれば、発生している督促手数料、延滞金の金額を把握し、それを公表し、事後調定の要件を満たしていることを決裁に

て確認すべきである。

3 債権の性質の意識

上下水道事業部営業課では、水道料金（私債権）と下水料金（強制徴収公債権）を取り扱い、両債権の事務につき、同一業者に委託している。しかしながら、督促状の不服申立ての教示文など、強制徴収公債権と私債権の区別をしていないという不適切な事務実態があった。

また、不正利得返還金（介護保険課）は、岐阜市債権管理調整会議での取扱債権ではないが、法改正に基づき、非強制徴収公債権から強制徴収公債権に性質が変更した債権である。延滞金を元金より先に充当するという不適切な事務取扱がなされていた。債権の性質を意識して適切に事務処理をすべきである。

4 複数当事者に対する請求

介護保険料や後期高齢者医療保険料は、配偶者や世帯主などの連帯納付義務者が存在する。しかしながら、これらの者に対する請求がなされていないという事務実態があった。また、不正利得返還金（介護保険課）など、債務者から保証人を徴求しておらず、回収困難となっている事務実態があった。

複数当事者に対する請求を意識して事務処理をすべきである。

5 相続人に対する請求

後期高齢者医療保険料や介護保険料、市税などでは、債務者死亡により、相続人が発生する場合も少なくないと思われるが、相続人に対して請求をしていない事務実態が見られた。相続案件で最も重要な問題として、市税の死亡者課税の問題があるが、資産税課及び納税課を中心に取り組みを始めたところである。空き家対策にもつながるであろう。

債務者死亡時において適切に事務処理をすべきである。

6 情報の共有

強制徴収公債権担当課間では、国税徴収法の調査情報も共有が可能と解される。しかしながら、かかる情報については、納税課と国保・年金課の間でしか情報共有を実施しておらず、誰でも取得することが可能な官報情報さえ共有できていない事務実態があった。強制徴収公債権の所管課間での情報共有ができる体制を構築することが望ましい。

7 納付相談、納付誓約書

非強制徴収公債権、私債権にも該当することであるが、納付相談や納付誓約書など工夫をすることが望ましい。財産、生活状況を把握するなど履行に向けて有用であるとともに、回収困難性を判断し、あるいは誓約書の取得により時

効中断措置を講じることが可能となるなど有用である。納税課の書式などは参考になると思われるので、本報告書巻末資料 9 にて掲載した。

第 3 非強制徴収公債権（第 4 章）

1 債権の性質・特徴

岐阜市は、住宅使用料、大学授業料などを非強制徴収公債権として認識しているが、私債権として解釈される可能性のある債権である。督促手数料、延滞金の徴収の要否のほか、時効援用の要否や時効期間などに違いが生じるが、非強制徴収公債権と位置づけていながらも、督促手数料、延滞金を徴収していないなどの課題があった（住宅使用料は平成 28 年度に改善）。

非強制徴収公債権と解釈するのであれば、その認識に基づき、適切に事務処理をすべきである。

また、授業料などは、公債権か私債権で時効期間が異なる可能性があり、債権回収措置を講じる際には、このことを念頭に置くことが望ましい。

岐阜市の非強制徴収公債権は、生活保護費返還金、児童扶養手当等の返還金、国民健康保険資格喪失後受診返還金、福祉医療助成資格喪失後受診返還金など返還金が多いことも特徴である。不正利得か否かで滞納処分が可能となる債権もある。返還金を発生させないことが一番の未収対策である。

困難は理解するが、発生防止の事務処理を徹底すべきである。

2 調定処理

児童扶養手当返還金、子ども手当返還金、児童手当返還金につき、履行延期の処分が行われた事例で調定に問題があると思われる事案があった。

一度、返還金全額を調定し、履行延期の処分が行われた場合は、履行延期前の全額分の調定と毎月行う履行延期後の分納金の調定が財務会計システム上、重複する。その後、履行延期後の分納金の返還があった場合には、その金額と同額を履行延期前の調定額から減額するため、その分の調定の重複は解消される。しかし、履行延期後の分納金の返還が滞った場合、財務会計システム上、調定金は重複したままの状態となり、収入未済額と併せて事実より増加した金額となる。例えば、50 万円の返還金を調定し、履行延期の処分をする。その後、約定どおり 1 万円の分納金の返還を受ければ、1 万円と同額を当初の 50 万円から減額し 49 万円となり、納付された 1 万円も消えるため、数字は 49 万円と正しくなる。しかしながら、1 万円の分納金の返還を滞ると、当初の 50 万円はそのままで、更に 1 万円の調定が加わるので 51 万円となる。数字は実態と合わない。

実務上は、担当課が正しい調定金額を把握しているので、対象者に誤った金

額を請求することはないとのことであるが、財務会計システム上、調定金額や収入未済額が誤った状態となっていることは不適切である。早急に、調定の処理方法を検討し、正しい金額となるよう対策を講じるべきである。

3 行政不服申立ての教示

非強制徴収公債権も、公債権であり、納入の通知や督促は、行政処分に該当すると解される。しかしながら、非強制徴収公債権においては、行政不服申立ての教示がなされていない債権が大半であった。

行政不服申立ての教示文を明記すべきである。

4 督促手数料、延滞金の徴収

岐阜市の非強制徴収公債権については、基本的に、市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例が適用されるはずである。しかしながら、平成27年度においては、し尿処理手数料を除き、督促手数料や延滞金の徴収実績がなかった。条例が適用される債権については、条例に従い、確実に督促状を発付し、督促手数料及び延滞金を徴収すべきである。

5 法的手続

一般的に利用が十分とはいえないが(私債権も同様)、特徴的なものとして、非強制徴収公債権の中でも金額が大きい住宅使用料を挙げる。

住宅使用料については、事務処理要綱上、即決和解(裁判所での手続であり、合意の不履行があれば、明け渡しの強制執行をすることが可能となる手続)や支払督促など裁判所における手続の活用が想定されている。

また、地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項が定められ、議会の議決を経ない専決処分も可能とされている。

しかしながら、これらの措置が講じられた形跡がない。

滞納解消に有効な手段であり、要綱に従い、これらの法的措置を講じることを検討すべきである。

また、住宅使用料は、連帯保証人をとっているが、明渡訴訟において連帯保証人は共同被告とされていないようである。

使用料の回収という意味で共同被告として支払を求めるべきである。

6 相続人に対する請求

生活保護費返還金や老人保護措置費負担金をはじめ、債務者が死亡した場合の相続人に対する請求が不十分である。死亡したら、債権管理が終了するものではなく、債務は相続されることが原則なのであるから、相続人調査等の上、相続人に対する請求をすべきである。

7 徴収停止

少額で回収も困難と思われる債権等に関し、地方自治法施行令第171条の5の規定において徴収停止という手続があるが、利用されていなかった。私債権も同様であった。

生活保護費返還金、国民健康保険資格喪失後受診返還金、福祉医療費助成資格喪失後受診返還金、レンタサイクル使用料、し尿手数料など、金額的にみてその利用が検討されうる債権が存在すると思われる。

全庁的な問題でもあろうが、要件を明確にした上、利用を検討することが望ましい。

8 履行延期の処分

履行延期の処分をしている債権として、生活保護費返還金と福祉医療費助成資格喪失後受診返還金などがあるが、岐阜市債権取扱規則に従った申請書を滞納者から取得していない。また、原則として取るべき担保や延納利息を取っていない。岐阜市債権取扱規則に則った事務処理をすべきである。

9 情報共有

官報公告の情報を含め、国保・年金課のように、同じ課内でも、取扱債権が異なると情報共有ができていないことがあった。

少額債権の場合、単独では訴訟等の手続を取れないこともあり、庁内で他の部門と、滞納債権の情報を共有し連携して法的措置を検討することが望ましい。また、例えば、国税徴収法に基づく調査情報を含めた個人情報を取得できるよう、納付相談時に、滞納者から取得する分納誓約書に、同意条項を入れることなど工夫をすることが望ましい。私債権においても同様である。

第4 私債権（第5章）

1 納期限の定め（戻入手続、督促状）

斎苑の雑入（返還金）や臨時福祉給付金返還金については、当年度分について戻入手続（返還金をもとの支出した経費に戻し入れる手続）がとられていた。

しかしながら、書類上、納期限の定めがされていなかった。

調定のみならず、戻入手続をする場合においても納期限を定めるべきである。

また、病院事業収益（外来）では、督促と評価される可能性のある書面にて、納期限を定めずに請求していた。

督促は、納期限を定めた督促状により行うべきである。

2 保証人に対する請求、担保権の実行

住宅建築資金貸付金や同和向個人住宅建設資金貸付金、土地貸付金、土地建物貸付収入のように、保証人を取得しているにもかかわらず、保証人へ請求していないものがあった。

また、住宅建築資金貸付金や同和向個人住宅建設資金貸付金のように、抵当権を設定しているにもかかわらず、実行していないものもあった。

保証人や担保権の実行義務が解除されるのは法令の定める例外事由がある場合である。そこで、例外事由の有無の判断を尽くし、例外事由が認められると判断するのであれば、その結果を記録、決裁手続を行うなどし、そうでなければ、保証人への請求、担保権の実行など必要な措置を講じるべきである。

3 民間委託

病院医業収益の回収を、弁護士法人に委託している。しかしながら、当初より保証人の情報を伝えていない、再委託契約にかかる書面提出を求めているなど、委託の管理として適切ではないと思われる事務実態があった。

適切に委託、管理すべきである。なお、病院医業収益については、国民健康保険法第42条第2項の保険者徴収という方法も検討することが望ましい。

4 違約金（延滞金）

母子父子寡婦福祉資金貸付金は、私債権ではあるが、違約金の徴収が義務とされている。担当課にて、徴収し、発生金額は把握しているものの、貸付金の総額が返済されて初めて違約金を通知している上に、事後調定である。違約金の通知、調定期期につき適切に事務処理を行うべきである。

その他、管財課や住宅課が所管する土地建物貸付収入（住宅課は土地貸付収入）は、岐阜市公有財産規則及び契約書で、延滞金の徴収が義務づけられているが、そもそも請求をしていない事務実態があった。

義務である以上、延滞金を請求すべきである。

5 消滅時効の管理

起算点、中断事由の考慮など、時効の管理が不適切と思われるものが見受けられた。例えば、病院医業収益の事案で説明する。

平成23年2月24日に納入通知書を発行・交付した事案がある。同年5月18日に督促状を送付し、この到達で時効が中断されているはずであるが、当初時効の起算日から3年を経過した最初の年度末である平成26年3月31日に不納欠損処分をしている。

督促の時効中断効により平成26年3月31日現在では3年を経過しておらず、医事課の認識においても、不納欠損処分できないはずである。

時効について概念を整理の上、正しく時効管理すべきである。

6 不納欠損処分と債権放棄

私債権については、岐阜市債権管理条例に基づく債権放棄が可能である。

通常は債権放棄を経て不納欠損処分に至る。しかしながら、公営企業会計を採用する債権（病院医業収益金、水道料金、中央卸売市場電気料・水道使用料）については、債権放棄前に不納欠損処分がなされていた。

水道料金以外は、それぞれの規則に反する事務実態であり、規則に従い適切に事務処理をすべきである。

水道料金については、規程上、不納欠損の要件が限定されていないが、その実態をも考慮すると、債権放棄前に一律不納欠損処分をする処理は適切とは考えられず、運用を改めるべきである。

7 第三者行為求償事務（国保・年金課、介護保険課、福祉医療課）

国保・年金課は、損保会社OBを嘱託職員として採用し、回収している。

介護保険課は、岐阜県国保連に、求償金額の決定を含め回収業務を委託している。

福祉医療課は、職員自ら回収しているものの、国保・年金課や介護保険課、国保連の交渉状況を意識しながら、回収業務を行っている。

介護保険課においては、第三者行為求償金が岐阜市の債権であることを念頭に、岐阜県国保連と協議をするなど適切な事務処理をすべきである。

国保・年金課と福祉医療課においては、第三者行為求償事務間の担当を同一にするなど、効率化を図ることを検討することが望ましい。

第5 岐阜市債権管理調整会議（第6章）

1 はじめに

岐阜市債権管理条例及び同施行規則に設置根拠を持ち、岐阜市の債権に関する事務の状況を的確に把握し、市の債権を適正に管理するための体制である。全庁的な取り組みとして重要な会議と位置づけられるべきであるが、その運営において不十分な点があった。

2 岐阜市の債権の把握等（形式的側面）

岐阜市の債権の把握、担当課及び取扱債権の取捨・分類、データ集積の指示、議事録の作成状況などに課題があった。適切に事務執行すべきである。

3 督促手数料及び延滞金徴収状況の検証

条例改正の議論が長くなされていたが、改正後の担当課の督促手数料及び延

滞金徴収状況のデータを集積し検証していない。

監査の結果としては、徴収しない担当課がおり不適切な事務実態が見られた。

担当課よりデータを集積し、その上で、担当課において、督促手数料及び延滞金徴収事務が適正になされているかを確認すべきである。

4 消滅時効管理の適正化に向けた取り組み

平成 27 年度の会議にて、担当課に対し、時効の起算点等を報告させていたが、認識に不正確な部分等があった。

監査の結果としては、そのまま、時効の起算点、中断事由などの認識に誤りがある事例が複数あった。

当初起算点、時効の中断事由・時期（督促、債務承認、一部弁済など）、時効期間（解釈による部分を含む）など時効の概念を整理し、担当課に正確な情報を提供し、正確な情報による債権管理を徹底させるべきである。

5 事務手続根拠の徹底

会議資料によれば、会議において、岐阜市債権取扱規則や地方自治法施行令などの事務根拠の意識に乏しい事務実態が見受けられた。

監査の結果としては、岐阜市債権取扱規則（督促状や債権管理簿の様式など）が遵守されておらず、地方自治法施行令の規定の認識に乏しい事務実態があった。岐阜市の債権に関する事務手続根拠について、正しい情報を提供・共有し、担当課に事務根拠の遵守を徹底させるべきである。

【債権管理調整会議組織図】

(岐阜市債権管理条例第5条)
市長等は、市の債権に関する事務の状況を的確に把握するとともに、市の債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

(同施行規則第2条)
条例第5条に規定する体制を整備するため、岐阜市債権管理調整会議を置く。

岐阜市債権管理調整会議

債権管理調整会議

委員長＝議長
(債権回収審議監※1)

事務局
(財政部税制課※2)

委員
(債権管理担当課の課長)

オブザーバー
(財政課・行政課)

会議出席委員は委員長が指名

検討部会

部会長
(税制課長※3)

部会員
(債権管理担当課の担当者)

- ※1 平成27年度税務審議監兼債権回収審議監、平成28年度以降納税課長
- ※2 平成28年度以降「事務局」→「庶務」、「財政部税制課」→「財政部」
- ※3 平成27年度税制課長、平成28年度納税課管理監

第5章 提言（「本報告書 終章」）

第1 はじめに

本報告書の終章では、個別債権を監査した結果、監査人が重要と考える「指摘・意見」を、岐阜市に対する「指摘・意見」として提言している。

本章ではその「指摘・意見」の要約を報告する。

第2 現状の課題

監査人は、岐阜市の債権事務にかかる現状の課題は、次の2点に集約されると考える。

①岐阜市債権管理条例をはじめ事務根拠規定の整備が不十分である（根拠）

②債権事務にかかる全庁的な取り組みが不十分である（運用）

第3 提言

1 岐阜市債権管理条例の見直し（「根拠」）

本監査における個別債権の検証で明らかとなった事務実態の課題を踏まえると、条例において、徴収計画から始まり、督促、回収から消滅に至るまでの事務根拠を一元的に盛り込むことが必要なのではないかと考える。

本監査を契機として、岐阜市債権管理条例の見直しを検討すべきである。

仮に、岐阜市において債権管理条例の見直しをしないという判断をするのであれば、岐阜市債権取扱規則等、岐阜市の債権にかかる事務根拠一切を統一的に整理した上で（例えば「別に定め」などが何を指すのかなどの整理）、現場が混乱なく根拠を的確に適用し、適正に実施することに責任を持つべきである。

2 事務手続根拠・基準の明確化（「根拠」）

特に必要と考えるのは、非強制徴収公債権、私債権の事務に関する次の3点である。督促は債権回収措置の出発点であること、強制執行等の手続利用は主に適法性・有効性の観点、徴収停止は主に経済性、効率性の観点からそれぞれ重要と考える。

私債権における督促（出発点）

岐阜市の私債権については、特別の定めなき限り、岐阜市債権取扱規則第2条「履行の督促は督促状を債務者に送付することにより行うものとする」という規定が適用される。しかしながら、同規則では、督促状の発付時期について定めていない。監査の結果、担当課により、督促の時期はまちまちであった。私債権の督促は、回収措置の前提となり、時効中断の絶対効が生じる（地方自治法第236条第4項）という点でも、極めて重要な事務であり、条例等の事務根拠にて、督促状の発付時期を明確にすべきである（公債権については、市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例第2条「納期限後20日以内」と規定）。

非強制徴収公債権及び私債権における強制執行等の利用（回収）

地方自治法施行令第171条の2の規定によれば、督促後相当期間経過後に履行がない場合には、原則として強制執行等の手続をとることが義務とされている。それにもかかわらず、岐阜市の債権事務においては、強制執行等の手続の利用が十分になされているとはいえない状況にあった。

利用促進を図るべく、地方自治法施行令第171条の2（強制執行等）の「相当の期間を経過してもなお履行されないとき」という要件につき、条例等の根拠にて「相当の期間」を明確にすべきである。「その他特別の事情があると認める場合」についても、具体的事由を例示するなどして該当する場合を明確にすべきである。

徴収停止措置の利用（回収緩和）

債権の回収を尽くしても回収の見込みが立たない場合は少なくないと思われる。その場合、債権回収措置を講じ続けることが有効性、経済性、効率性の見地から相当といえるのかが問題になる。他方で、債権回収措置を講じないことが「怠る事実」として住民監査の対象とならないようにする必要もある（地方自治法第242条）。

監査の結果、徴収停止が検討される状況においても利用がなされていなかったが、条例等の事務根拠にて、徴収停止の規定の要件を明確にし、措置を利用できるようにすることが望ましい。

3 督促手数料及び延滞金、違約金の取扱い（「全庁的な運用」）

適法性、有効性の観点だけではなく、納付者間の公平性、事務手続の透明性の観点から大変重要と考えている部分である。

徴収（大前提）

監査の結果、公債権において督促手数料、延滞金を徴収していない担当課が

複数あった。公債権を取り扱う全ての課が、自らの取扱債権が適用される条例等の根拠に則り、督促状を発付して、督促手数料及び延滞金を徴収することに責任を持つべきである。私債権で違約金徴収義務あるものも同様である。

調定

督促手数料及び延滞金（公債権）、違約金（私債権）について、土木管理課の取扱債権を除き、事後調定されていた。監査人は、事後調定はあくまで例外手続であり、すべて一律に事後調定をすることが許されるとは考えない。

督促手数料、延滞金、違約金（一部）の徴収は、条例等で義務づけられており、岐阜市会計規則第32条第1項において、歳入を徴収しようとするときには直ちにこれを調定することが原則なのであるから、督促手数料、延滞金、違約金については、一律、事後調定とするのではなく、原則どおり、調定することが可能となった時点で調定をすべきである。

調定が可能な状況であるにもかかわらず、入金に至るまで調定をしないという事務を継続するのであれば、少なくとも、岐阜市会計規則第33条の何号に該当するかを検討し、その結果を決裁資料に載せるなどして、事務の適正を担保すべきである。

データの公表

督促手数料及び延滞金、違約金が事後調定されていた結果、本債権が時効あるいは債権放棄などで不納欠損に至るまで、入金のなされない督促手数料及び延滞金、違約金については岐阜市の会計上一切現れないままということとなっている。そもそも、督促手数料や延滞金等を徴収しているのかという事務実態さえも明らかとはなっていなかった。透明性の観点（岐阜市住民自治基本条例第5条、第6条、第8条第1項、同条第2項等参照）からも、少なくとも、毎年度、発生した督促手数料及び延滞金、違約金の金額、徴収状況のデータ等を集積し、資料作成するなどして、市民に公表すべきである。

4 債務者情報の取得・共有化（「全庁的な運用」）

債権にかかる事務において、債務者の個人情報の取得は、債権事務の方向性を決定できるという意味で重要である。庁内で情報を共有することができれば効率性、経済性の観点から有用である。

しかしながら、監査の結果、十分ではないと思われ、以下、提言する。

情報取得の意識（大前提）

債務者情報の共有以前の問題として、債権にかかる事務執行において、担当職員が、まずはなすべき措置をとる（原則は回収）、そのために、必要な情報を取得するという意識を持つことを徹底させるべきである。

情報取得・共有

強制徴収公債権担当課においても情報の取得、共有とも必ずしも十分とはいえなかった。また、非強制徴収公債権及び私債権については、強制徴収公債権の定める調査権限はないが、これらの担当課においては、債務者情報の取得に課題が見られた。情報共有体制の構築や情報取得方法・ノウハウの共有などをしていくことが望ましい。

5 徴収の工夫（回収のノウハウ共有、徴収の一元化、民間委託の活用）（「全庁的な運用」）

まずは全庁的な取り組みである現在の岐阜市債権管理調整会議を充実させることが必要なことであろう。例えば、岐阜市においては、産業廃棄物不法投棄弁償金の債権回収の事例などがあり、庁内にある回収のノウハウを共有することが望ましい。

また、実際に債権管理事務を担当するのは岐阜市債権管理調整会議ではなく、基本的には個々の担当職員である。債権回収につき民間委託されていたのは、岐阜市民病院医業収益金、岐阜市上下水道料金など一部であった。

債権回収の効果を上げるという意味でも、個々の職員の負担を減らすという意味でも、債権回収の一元化、あるいは、債権回収業務にかかる民間委託を積極的に検討することが望ましい。

第6章 最後に（「本報告書 終章・最終章」）

本年度の総括

岐阜市の債権は、その金額からみて、岐阜市の極めて重要な財産であることは明らかである。しかしながら、債権は、公有財産（「モノ」）のように、普段から市民の目に触れるというものではない。

債権は「モノ」ではなく「権利」であって、市民は、基本的には、決算などの会計及び財務書類からその状態を把握するほかない。ただし、それでは、岐阜市の債権及び債権事務の全貌は必ずしも明らかとならない。この点が、本年度の監査の出発点であった。監査を実施した結果、岐阜市の債権、債権にかかる事務の全貌や課題を、一定程度明らかにすることができたのではないかと考える。岐阜市が本監査の結果を踏まえ、岐阜市の債権にかかる事務の改善を図り、適正・公平・透明な事務を実現し、その財源を住民サービスに適切に還元していくことを願い、本年度の監査報告を終える。

3年間の総括

平成26年度から始まった監査も本年度が最終年度となる。

1年目は「岐阜市の外郭団体」をテーマとした。外郭団体という民間でも公のものでもないという意味で特殊な組織を軸として、岐阜市の事務執行及び外郭団体の事務執行を検証した。2年目は「岐阜市の生活保護」をテーマとした。生活保護は「最後のセーフティネット」として、住民福祉の観点から重要な事務であるが、一つの事務を深く掘り下げて検証した。

3年目である本年度は「岐阜市の債権」をテーマとした。債権は金銭の給付を受ける権利であり、いわゆる「カネ」という点を前面に押し出し、全庁横断的に事務執行を検証した。

何とか監査を終えることができたのは、岐阜市の職員をはじめ、監査にご協力いただいた方達のおかげである。感謝申し上げます。

3年間監査をして一番強く感じたことは、「前例を踏襲せずに事務執行することの困難さ」である。すなわち、行政は組織であり、部署の担当は固定されず異動することが基本である。前例が正しければ、勿論問題はないのであるが、前例に誤りや疑問な点があった場合、それを否定し、組織の内部から変革していくことは、内部にいる以上、実際には困難であるということである。

外部監査の意義の一つには、外部であることから、何ら躊躇なく「前例」を検証できることにあると考え、自由に意見を述べた。内部の検討の契機にしてもらえれば幸いである。この3年間の監査が、岐阜市の更なる発展に少しでも役立つことを願い、3年間の監査報告を終える。

以上

監査の結果（指摘・意見）個数一覧表

指摘 254 個 意見 117 個

第3章 強制徴収公債権		指摘 92 意見 40
市税		指摘 27 意見 9
個人市民税	(財政部 市民税課)	指摘 7 意見 1
法人市民税	(財政部 市民税課)	指摘 2 意見 0
事業所税	(財政部 市民税課)	指摘 1 意見 0
固定資産税	(財政部 資産税課)	指摘 5 意見 0
都市計画税	(財政部 資産税課)	指摘 0 意見 0
軽自動車税	(財政部 税制課)	指摘 1 意見 1
市たばこ税	(財政部 税制課)	指摘 1 意見 0
入湯税	(財政部 税制課)	指摘 1 意見 1
滞納整理	(財政部 納税課)	指摘 9 意見 6
利用者負担額（保育料）	(子ども未来部 子ども保育課)	指摘 7 意見 7
道路占用料	(基盤整備部 土木管理課)	指摘 2 意見 0
水路占用料	(基盤整備部 土木管理課)	指摘 2 意見 0
国民健康保険料	(市民生活部 国保・年金課)	指摘 10 意見 2
介護保険料	(福祉部 介護保険課)	指摘 13 意見 5
後期高齢者医療保険料	(福祉事務所 福祉医療課)	指摘 13 意見 4
まちを美しくする条例過料	(自然共生部 循環型社会推進課)	指摘 1 意見 2
産業廃棄物不法投棄弁償金	(環境事業部 環境事業政策課)	指摘 0 意見 1
下水料金	(上下水道事業部 営業課)	指摘 2 意見 3
下水道事業受益者負担金	(上下水道事業部 営業課)	指摘 2 意見 3
不正利得返還金（介護保険課）	(福祉部 介護保険課)	指摘 9 意見 4

第4章 非強制徴収公債権**指摘 72 意見 21**

生活保護費返還金	(福祉事務所 生活福祉一課)	指摘 17	意見 2
老人保護措置費負担金	(福祉事務所 高齢福祉課)	指摘 3	意見 0
児童扶養手当返還金・子ども手当返還金・児童手当返還金			
	(子ども未来部 子ども支援課)	指摘 9	意見 1
住宅使用料	(まちづくり推進部 住宅課)	指摘 4	意見 1
施設使用料	(まちづくり推進部 住宅課)	指摘 0	意見 0
駐車場使用料	(まちづくり推進部 住宅課)	指摘 0	意見 0
レンタサイクル使用料	(都市建設部 歴史まちづくり課)	指摘 3	意見 1
し尿処理手数料	(環境事業部 環境事業課)	指摘 1	意見 1
中央卸売市場施設使用料	(農林部 中央卸売市場)	指摘 11	意見 4
国保資格喪失後受診返還金	(市民生活部 国保・年金課)	指摘 6	意見 5
福祉医療費助成返還金	(福祉事務所 福祉医療課)	指摘 6	意見 4
岐阜市立女子短期大学授業料			
	(岐阜市立女子短期大学 事務局 総務管理課)	指摘 6	意見 1
岐阜薬科大学授業料			
	(岐阜薬科大学 事務局 庶務会計課)	指摘 5	意見 1
職員駐車場使用料 (第二恵光・第三恵光)	(福祉事務所 第二恵光)	指摘 1	意見 0

第5章 私債権**指摘 76 意見 44**

食費等サービス利用料金 (第二恵光、第三恵光)			
	(福祉事務所 第二恵光)	指摘 4	意見 3
福祉資金貸付金	(福祉事務所 生活福祉一課)	指摘 6	意見 0
住宅建築資金貸付金・同和向個人住宅建設資金貸付金			
	(市民参画部 人権啓発センター)	指摘 6	意見 1
母子父子寡婦福祉資金貸付金	(子ども未来部 子ども支援課)	指摘 5	意見 1
育英資金貸付金	(子ども未来部 子ども支援課)	指摘 4	意見 0
水道料金	(上下水道事業部 営業課)	指摘 9	意見 5
病院医業収益	(市民病院 事務局 医事課)	指摘 6	意見 6

中央卸売市場（電気料・水道使用料）	（農林部 中央卸売市場）	指摘 4	意見 2
土地建物貸付収入・使用損害金・弁償金（管財課分）	（行政部 管財課）	指摘 5	意見 3
土地貸付収入（住宅課分）	（まちづくり推進部 住宅課）	指摘 3	意見 0
公営住宅使用弁償金	（まちづくり推進部 住宅課）	指摘 1	意見 1
市営住宅退去修繕料	（まちづくり推進部 住宅課）	指摘 1	意見 2
放課後児童クラブ事業実費負担額（学童保育料）	（教育委員会 事務局 青少年教育課）	指摘 3	意見 3
第三者行為求償金（国保・年金課）	（市民生活部 国保・年金課）	指摘 5	意見 6
第三者行為求償金（介護保険課）	（福祉部 介護保険課）	指摘 5	意見 2
第三者行為求償金（福祉医療課）	（福祉事務所 福祉医療課）	指摘 3	意見 5
レンタサイクルに基づく損害賠償金	（都市建設部 歴史まちづくり課）	指摘 0	意見 2
不法占用に基づく占用料相当額の不当利得返還金・損害賠償金	（基盤整備部 土木管理課）	指摘 1	意見 0
斎苑の雑入（返還金及び弁償金）	（自然共生部 斎苑）	指摘 2	意見 1
臨時福祉給付金返還金	（福祉部 福祉政策課）	指摘 3	意見 0
成年後見手数料事務処理費用（高齢福祉課）	（福祉事務所 高齢福祉課）	指摘 0	意見 1
<hr/>			
第 6 章 岐阜市債権管理調整会議	（財政部 税制課、納税課）	指摘 7	意見 4
<hr/>			
終章 課題と提言	（岐阜市）	指摘 7	意見 8
<hr/>			